

公益社団法人埼玉県看護協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人埼玉県看護協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）と連携し、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職」という。）が、看護に関する専門教育と研鑽により看護の質の向上を図ることを支援するとともに、看護職が安心して働き続けられる環境づくりを推進し、併せて地域のニーズに応える看護職による訪問看護等の地域医療の推進を図り、もって県民の健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 継続教育等看護の質向上に関する事業
 - 二 看護職の確保・定着に関する事業
 - 三 看護業務の改善に関する事業
 - 四 医療安全対策に関する事業
 - 五 災害被災者の支援に関する事業
 - 六 看護の普及啓発に関する事業
 - 七 地域看護活動に関する事業
 - 八 地域ケアサービスの実施及び促進等に関する事業
 - 九 自治体事業に関する受託事業
 - 十 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、埼玉県において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 この法人の会員は、正会員及び名誉会員とする。

- 2 正会員は、埼玉県内に居住し、又は勤務する看護職であって、この法人の目的に賛同して、次条の規定により入会した者とする。
- 3 名誉会員は、正会員のうち、この法人に特に功労のあった看護職であって、本人の承諾を得て、理事会が推薦し、総会において承認された者とする。
- 4 第1項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員になろうとする者は、理事会の決議により別に定める入会手続により申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

2 この法人の会員は、日本看護協会に正会員としての加入を申請するものとする。

(会費・入会金)

第7条 正会員は、この法人の事業活動に必要な経費に当てるため、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会費は、会員になったとき及び毎年、納入しなければならない。

3 入会金は、この法人にはじめて入会するときに納入しなければならない。

4 会費及び入会金については、総会において別に定める。

5 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(退会)

第8条 会員は、理事会の決議により別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の退会をもって法人法上の退社とする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

一 この定款又はその他の規則に違反したとき。

二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

一 保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を失ったとき。

二 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

三 理事会において別に定める会費の納期限の翌日から起算して4か月経過後なお会費を納入しないとき。

第4章 総会

(構成及び議決権)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

3 総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

一 会員の除名

二 理事及び監事の選任又は解任

- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 定款の変更
- 五 入会金及び会費の額
- 六 この法人の解散及び残余財産の処分に関する事項
- 七 理事会において総会に付議した事項
- 八 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(通常総会及び臨時総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議を経て、会長が招集する。
- 3 総会員の10分の1以上の会員から会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求をすることができる。
- 4 通常総会は、毎年度6月末日までに1回開催する。
- 5 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも2週間までに会員に通知しなければならない。
- 6 通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

第13条の2 この法人は、総会の招集に際し、総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

(議長)

第14条 総会の議長は、当該総会において、会員の中から選任する。

(決議)

第15条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。
 - 一 会員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 定款の変更
 - 四 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第16条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、会長及び議長が記名押印しなければならない。ただし、会長が欠席した場合は、出席した理事及び議長が記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員の設定)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事 10名以上17名以内

二 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、4名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員等の選任)

第18条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者から会長及び副会長を選定する方法によることができる。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長、専務理事及び常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、会長、副会長、専務理事又は常務理事である理事が、それぞれ当該職に連続して就任するときは、会長及び副会長にあっては当該職に就任後6年、専務理事及び常務理事にあっては当該職に就任後8年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会終結のときまでは当該職に就くことができる。

3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、監事は、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。

5 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

6 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等及び費用弁償)

第23条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。ただし、監事の報酬については、監事の協議によって定める。

(役員等の責任免除)

第24条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定により、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項にかかわらず、当該理事又は監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、この法人は、同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第25条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第26条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の規定により、理事が理事会の決議の目的である

事項について提案した場合において、当該提案につき理事全員が同意したときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。ただし、会長を選定する理事会又は会長が欠席した理事会については、出席した理事及び監事が署名又は記名押印するものとする。

第7章 会計

(事業年度)

第30条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第31条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「予算等」という。)は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 予算等については、通常総会に報告するものとする。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 正味財産増減計算書

五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

六 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、その内容を報告しなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

一 監査報告

二 理事及び監事の名簿

三 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第33条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規

定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に定める書類に記載する。

第8章 職能委員会

(職能委員会)

第34条 この法人に次の職能委員会を置く。

- 一 保健師職能委員会
- 二 助産師職能委員会
- 三 看護師職能委員会

2 職能委員会は、それぞれ職能上の問題を審議し、会長に助言する。

3 職能委員会の組織その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 委員会

(委員会)

第35条 この法人に委員会を置く。

2 委員会は、第4条各号の事業を推進するため必要があるときに、理事会の決議により設置する。

3 委員会は、総会、理事会その他の権限を侵すものではないものとする。

4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 支部等

(支部)

第36条 この法人の目的達成のために支部を置く。

2 支部の組織運営等に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(訪問看護ステーション)

第37条 この法人に、第4条第1項第8号に規定する事業を実施するため、訪問看護ステーションを設置することができる。

2 訪問看護ステーションの組織その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議により、

公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第41条 この法人が清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告

（公告の方法）

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 細則

（委任）

第43条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（以下「移行登記日」という。）から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第30条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、移行登記日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、向田良子とする。

附 則

この定款は、平成29年6月17日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年6月16日から施行する。

附 則

この定款は、令和8年6月20日から施行する。